

## 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和3年度)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

フリガナ	プラザーケンコウホケンクミアイ								
法人名	プラザー健康保険組合								
法人所在地	〒 467-0841 名古屋市瑞穂区苗代町15番1号								
フリガナ	オカ スエコ								
書類作成担当者	岡 季子								
連絡先	電話番号	052-824-2411	FAX番号	052-824-3670	E-mail				
					sueko.oka@brother.co.jp				

【本計画書で提出する加算】※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

## (1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 0 年度介護職員処遇改善加算の見込額		21,887,400 円
④ 賃金改善の見込額(i - ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	23,565,834 円
i ) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	145,488,765	円
ii ) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	121,922,931	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	154,726,916	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	21,874,701	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	10,929,284	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月	

## 【記入上の注意】

- ・ (1)(4)i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii )(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (1)(4)i )の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- ・ (1)(4)ii )(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- ・ (1)(4)ii )(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)介護職員等特定待遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 介護職員待遇改善加算の取得状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況				
④ 特定加算の算定対象月				
⑤ 令和 3 年度介護職員等特定待遇改善加算の見込額(g)	11,129,952 円			
⑥ 賃金改善の見込額(i - ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること)	12,734,188 円			
i)特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	134,657,119 円			
ii)前年度の賃金の総額(待遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	121,922,931 円			
(ア)前年度の賃金の総額	154,726,916 円			
(イ)前年度の介護職員待遇改善加算の加算の総額	21,874,701 円			
(ウ)前年度の介護職員等特定待遇改善加算の加算の総額	10,929,284 円			
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額				
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
i)前年度の賃金の総額(待遇改善加算等を取得し実施される 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	44,571,476 円	77,351,455 円		円
ii)前年度の常勤換算職員数(i)	159.6 人	301.2 人		人
iii)前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	13.3 人	25.1 人		人
iv)前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	279,270 円	256,811 円		円
v)グループ毎の平均賃金改善 額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選 択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前 年度の一月当たりの常勤換算方法に より算出した職員数から算出した一人 当たり配分額(月額)。(括弧内はグ ループ毎に配分可能な加算総額(年 額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 ( 11,130,025 円 )  <input checked="" type="radio"/> (A)及び(B)を実施 ( 11,130,032 円 )  <input type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 ( 11,130,032 円 )  <input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 ( 0 円 )	69,737 円 ( 11,130,025 円 )  30,883 円 ( 4,928,927 円 )  30,883 円 ( 4,928,927 円 )  0 円 ( 0 円 )	20,588 円 ( 6,201,106 円 )  20,588 円 ( 6,201,106 円 )  0 円 ( 0 円 )	10,294 円 ( 0 円 )  0 円 ( 0 円 )  0 円 ( 0 円 )
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	21 人(見込)			
(「月額平均8万円の待遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や待遇を明確化 することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()				
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月 ( 12 か月 )			

【記入上の注意】

- ・(2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による  
賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・(2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、待遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- ・(2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員待遇改善加算の加算総額」及び (ウ)の「前年度の介護職員等特定待遇改善加算の加算総額」は、都道府県  
国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員待遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・(2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて待遇  
改善加算を取得した年度以降に新たに行なったものに限る。)をいう。(待遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善  
については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による待遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金  
改善の内容を記載すること。
- ・(2)⑦ i)の「前年度の賃金の総額(待遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場  
合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年  
額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤  
換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員につ  
いては、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) □ 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)  <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )  (賃金改善に関する規定内容)  <b>【常勤職員】</b> -基本給:人事評価により0~1万2千円昇給する。 -手当:介護福祉士の資格手当を一月9千円増額する。／処遇改善加算手当として一月1万6千円支給する。／役職業務手当として一月チーフI;5千円、チーフII;1万円、主任代行;2万円、主任;2万5千円、課長;4万円支給する。 -余剰金は賞与の一部(6月、12月支給、6万~12万円/年)として上乗せする。 <b>【非常勤職員】</b> 時給を50~230円昇給する。賞与の支給はない。  ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
	(上記取組の開始時期)	令和 3 年 4 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )

ロ 介護職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) □ 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	(A)経験・技能のある介護職員;当施設に常勤介護職員として10年以上勤務しており、介護福祉士の資格を有する者。 (B)他の介護職員;(A)以外の介護職員。非常勤職員は支給対象としない。 (C)その他の職種;介護職員以外の職種の常勤職員で年収440万(前年実績または見込み)に満たない者。	
賃金改善を行う職員の範囲	<input type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由) _____	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)  <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )  (賃金改善に関する規定内容)  (A)経験・技能のある介護職員:役職者を除く常勤職員に対し、一月に15,000円を支給する。育休後等の短時間勤務者は常勤換算数に応じ支給する。また余剰金は賞与の一部(0~15万/年)として上乗せする。役職者には余剰金を賞与の一部(0~15万/年)として上乗せする。(B)他の介護職員:役職者を除く常勤職員に対し、一月に10,000円を支給する。育休後等の短時間勤務者は常勤換算数に応じ支給する。また余剰金は賞与の一部(0~12万/年)として上乗せする。役職者には余剰金を賞与の一部(0~12万/年)として上乗せする。 ※賞与は6月と12月に支給する。  ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
	(上記取組の開始時期)	令和 3 年 4 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

